

保護者様

①

松戸市教育委員会

令和4年度「松戸市第2子以降の学校給食費の無償化」について <第2子…半額> <第3子以降…全額>

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、次の要件に該当する第2子以降の義務教育期間における学校給食費について令和5年1月分から3月分の半額又は全額を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が必要となります。

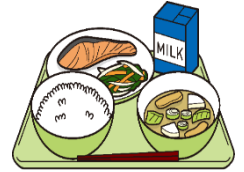
※申請に関する詳細は裏面をご覧ください。

※このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、松戸市立小・中学校に在籍している全ての児童生徒の保護者へ配付しています。

無償化の対象

令和4年度は、以下の①から④を全て満たしている保護者が対象となります。

- ① 子を2人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から2番目以降の子が松戸市立小・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等(就学奨励費を除く。)で学校給食費の支援を受けていない。
- ④ 学校給食費の滞納が無いこと。(滞納分を完納いただいた後に申請をお願いします。)



年齢が上から2番目の子・・・学校給食費の半額
 年齢が上から3番目以降の子・・・学校給食費の全額

無償化の対象となる児童生徒の例(網かけが無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等)

| | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子 | 支払う学校給食費 |
|----|------------|------------|--------|--------|-------------------------------|
| 例1 | 被扶養者(28歳)① | 中学生② | 中学生③ | 小学生④ | 中学生②…半額 中学生③…無償 小学生④…無償 |
| 例2 | 被扶養者(22歳)① | 被扶養者(19歳)② | 中学生③ | 私立小学生④ | 中学生③…無償 |
| 例3 | 就労者(24歳) | 被扶養者(19歳)① | 中学生② | 小学生③ | 中学生②…半額 小学生③…無償 |
| 例4 | 被扶養者(40歳)① | 就労者(17歳) | 中学生② | 小学生③ | 中学生②…半額 小学生③…無償 |
| 例5 | 被扶養者(33歳)① | 中学生② | 市外小学生③ | 小学生④ | 中学生②…半額 小学生④…無償 |

申請方法

- ① 『松戸市学校給食費支援事業実施申請書』に、記入例を参考に必要事項を記入してください。
学年は令和4年度時点の学年をご記入ください。対象の児童生徒が複数いる場合、申請書は世帯で1枚にまとめてご記入ください。
- ② 申請書に記載した子のうち、松戸市立小・中学校に在籍していない子の、有効な健康保険証の写し(コピー)を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
- ③ 申請書は同封の返信用封筒に入れ、返送してください。

令和5年1月から無償化の適用を受ける場合の申請期限

令和5年1月から無償化の適用を受ける場合、次の申請期限までに申請書をご提出ください。

申請期限：令和5年1月31日(火)まで【必着】

必ず同封の返信用封筒に入れて封をし、郵送(郵便ポストへ投函)してください。

学校へは持参されないようお願いします。

(注意)上記の期限を過ぎて提出(教育委員会に申請書が到着)された申請は、令和5年1月当初分からの無償化の適用を受けられないことがありますので、全ての要件を満たしている場合は速やかに申請してください。

年度途中の申請について

当初の申請期限を過ぎ、令和5年3月までに無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書をご提出ください。(申請書類はホームページからダウンロードすることができます。)

申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- 例 ・ 市外から転校してきた ・ 扶養する子が増えた
・ 生活保護、就学援助の適用を受けられなくなった ・ 滞納分の学校給食費を完納した

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、3月下旬に学校財務課 学校給食担当室から送付いたします。

申請内容に変更が生じた場合

決定通知後、提出した申請内容に変更が生じた場合(扶養している子の人数に変更があった場合など)は、速やかに『松戸市学校給食費減免に係る扶養等状況変更届』をご提出ください。(ホームページからダウンロードすることができます。) その他、ご不明点等あれば、お問い合わせ先までご連絡ください。

ホームページはこちら

お問い合わせ先

松戸市教育委員会 学校財務課 学校給食担当室
〒271-8588 松戸市根本 356 番地 京葉ガスF松戸ビル 4 階
電話 047-366-7463 FAX 047-366-4349
メール mckyuushoku@city.matsudo.chiba.jp

